

商工会ニュースやはば サービス業部会限定No.2

矢巾町運輸事業者運行支援緊急対策支援金について

矢巾町では、燃料の価格高騰により、大きな影響を受けている貨物自動車運送事業者に対して、事業者の安全かつ安定した貨物輸送の維持・確保を図ることを目的に支援金を支給しています。

◆対象者及び支給要件（下記の①～④の要件をすべて満たすこと）

- ①岩手県が実施している「運輸事業者運行支援緊急対策支援金」の第2弾（申請受付期間：令和5年4月3日～6月16日）または、第3弾（申請受付期間：令和5年8月1日～10月31日）の支給決定を受けた事業者
- ②貨物自動車運送事業者のうち以下いずれに該当する事業者
 - ・町内に本社を有する事業者
 - ・岩手県内に本社を有するもので町内に営業所を有する事業者
 - ・町内に営業所を有する中小企業者、または町内に住所または、事業所を有する個人事業者
- ③申請日時点で営業を行っており、支援金受領後も矢巾町内で貨物自動車運送事業を継続する意思がある事業者
- ④矢巾町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと

◆支給対象車両（下記の①～③の要件をすべて満たすこと）

- ①申請日時点において、現に事業用（営業用）として保有する車両
※貨物軽自動車を含み、被けん引車を除く
- ②自動車検査証の「使用の本拠の位置」が町内であること
- ③東北運輸局岩手運輸支局または軽自動車検査協会岩手事務所に登録されている車両

◆支給金額

支給申請のあった対象車両の数に23,000円を乗じた額

（例）支給対象車両数 10台 × 23,000円 = 230,000円

◆申請受付期間

令和5年8月21日（月）～令和5年11月30日（木）当日消印有効

申請期間内に、必要書類を提出してください。（矢巾町産業観光課窓口へ持参または郵送）

※申請を受理してから支援金の支給決定及び振込までに約1か月程度かかります。

◆必要書類

必要書類及び各種申請様式は役場 HP (<https://onl.bz/Zpp5C91>) もしくは矢巾町産業観光課窓口、もしくは矢巾町商工会窓口に設置しておりますのでそちらをご確認ください。

◆提出先及び問合せ先 ※下記窓口への持参または郵送で提出をお願いします。

矢巾町 産業観光課 商工振興係（〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123）

TEL：019-611-2602 メール：sangyosinko_skb@town.yahaba.iwate.jp

※本支援金は矢巾町が実施している支援金となっているため、申請書提出先及び問合せ先については矢巾町商工会ではなく矢巾町産業観光課となっておりますのでご注意ください。